

第 926 号 (平成 26 年 9 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

[条例]

△	横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会条例【総務局管理課】	4
△	横浜市外郭団体等経営向上委員会条例【総務局外郭団体指導・調整課】	6
△	横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会条例【文化観光局文化振興課】	9
△	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例【こども青少年局企画調整課】	11
△	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例【こども青少年局企画調整課】	23
△	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例【こども青少年局企画調整課】	45
△	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例【こども青少年局放課後児童育成課】	68
△	横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例【健康福祉局地域支援課】	75
△	横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	77
△	横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	92
△	横浜市自転車等施策検討協議会条例【道路局交通安全・放置自転車課】	109
△	横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例【道路局交通安全・放置自転車課】	111
△	市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例【総務局管理課】	113
△	横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども家庭課】	114
△	横浜市手数料条例等の一部を改正する条例【健康福祉局医療安全課】	115
△	横浜市資産活用推進基金条例の一部を改正する条例【財政局管財課】	117
△	横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例【こども青少年局企画調整課】	118
△	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局企画調整課】	119
△	横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども家庭課】	121
△	横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】	122
△	横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護事業指導課】	123
△	横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護事業指導課】	124
△	横浜市衛生研究所条例の一部を改正する条例【健康福祉局衛生研究所】	125
△	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【建築局中高層調整課】	126

△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例【建築局建築情報課】	129
△ 横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局指導課】	131
△ 横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【病院経営局総務課】	132
△ 横浜市保育所保育実施条例を廃止する条例【こども青少年局企画調整課】	134
【規則】	
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【環境創造局大気・音環境課】	135
△ 横浜市資産活用推進基金条例施行規則の一部を改正する規則【財政局管財課】	136
△ 横浜市事務分掌規則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	137
△ 横浜市区役所事務分掌規則及び横浜市福祉保健センター長委任規則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	138
△ 横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	139
△ 理容師法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】	140
△ 美容師法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】	142
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局大気・音環境課】	144
△ 横浜市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局査察課】	147
【告示】	
△ 平成26年度横浜市一般会計補正予算（第2号）ほか2件の要領公表【財政局財政課】	149
△ 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の公表【財政局財政課】	150
△ 平成25年度決算に基づく資金不足比率の公表【財政局財政課】	151
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	152
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】	153
△ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】	154
△ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	157
△ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	158
△ 「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託【道路局総務課】	160
【公告】	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	161
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	163
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	164
△ 同【経済局産業立地調整課】	166
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	168
△ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更【環境創造局農地保全課】	169
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	170
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	171
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	172
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	173

△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	174
△	同【建築局調整区域課】	175
△	同【建築局調整区域課】	176
△	同【建築局調整区域課】	177
△	同【建築局調整区域課】	178
△	同【建築局調整区域課】	179
△	同【建築局調整区域課】	180
△	同【建築局調整区域課】	181
△	同【建築局調整区域課】	182
△	同【建築局調整区域課】	183
△	同【建築局調整区域課】	184
△	同【建築局調整区域課】	185
△	同【建築局調整区域課】	186
△	同【建築局調整区域課】	187
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	188
△	同【建築局調整区域課】	189
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	190
△	同【建築局建築道路課】	191
	【区告示】	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	192
△	横浜市緑公会堂の休館【緑区地域振興課】	193
	【区公告】	
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【緑区総務課】	194
△	土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧【金沢区区政推進課】	195
△	横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【青葉区福祉保健課】	196
△	土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧【戸塚区区政推進課】	197
△	同【戸塚区区政推進課】	198
△	同【栄区総務課】	199
△	同【栄区総務課】	201
	【水道局】	
△	刊行物等頒布代金の徴収事務の委託【総務課】	202
	【交通局】	
△	横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程【経営企画課】	203
△	職員の懲戒処分【職員課】	204
	【教育委員会】	
△	公印の改刻及び廃止【総務課】	205
	【人事委員会】	
△	選考職（採用）の指定の一部改正【任用課】	206
	【監査委員】	
△	平成26年度第 1 回定期監査の結果公表【財務監査課】	207
	【その他】	
△	福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【こども青少年局こども家庭課】	208
△	係事務分担の一部改正【こども青少年局こども家庭課】	209
△	区役所係事務分担の一部改正【こども青少年局こども家庭課】	211
△	公立大学法人横浜市立大学平成25事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】	212

条例

横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第 43 号

横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会条例

(設置)

第 1 条 横浜市市庁舎の移転新築工事に係る入札における高度な技術又は優れた工夫を含む提案（以下「技術提案等」という。）について審査し、及び評価するため、市長の附属機関として、横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること。
- (2) 技術提案等の審査及び評価に関すること。
- (3) その他技術提案等の審査及び評価に関し市長が必要と認める

事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選

出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

横浜市外郭団体等経営向上委員会条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第44号

横浜市外郭団体等経営向上委員会条例

(設置)

第1条 外郭団体等（横浜市（以下「市」という。）が資本金、基
本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法
人又は業務の全部若しくは一部が市の事務若しくは事業と密接な
関連を有する団体のうち、市がその施策の推進を図るため、その
運営に関与するものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。
）のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に対して
適切な関与を行うため、市長の附属機関として、横浜市外郭団体
等経営向上委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するた
め、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具
申する。

- (1) 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外
郭団体等に対する市の関与の在り方に関すること。
- (2) 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に
関すること。
- (3) 外郭団体等の設立、解散、合併等に関すること。
- (4) その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうち
から市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に
おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要が
あると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する
。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了し
たときまでとする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)
- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(部会)
- 第8条 委員会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 第6条第3項及び第4項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び第4項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、第6条第4項及び前条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第2項中「委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた」とあるのは「部会の委員(当該部に委員長に指名された臨時委員がある場合にあつては、その」と読み替えるものとする。
- 5 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
(関係者の出席等)
- 第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
(庶務)
- 第10条 委員会の庶務は、総務局において処理する。
(委任)
- 第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な

事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横 浜 市 瀬 谷 区 に お け る 区 民 文 化 セ ン タ ー 基 本 構 想 検 討 委 員 会 条 例
を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 45 号

横 浜 市 瀬 谷 区 に お け る 区 民 文 化 セ ン タ ー 基 本 構 想 検 討 委
員 会 条 例

(設 置 及 び 所 掌 事 務)

第 1 条 瀬 谷 区 に お け る 区 民 文 化 セ ン タ ー の 基 本 構 想 に 関 す る 事 項
を 調 査 審 議 す る た め 、 市 長 の 附 属 機 関 と し て 、 横 浜 市 瀬 谷 区 に お
け る 区 民 文 化 セ ン タ ー 基 本 構 想 検 討 委 員 会 (以 下 「 委 員 会 」 と い
う 。) を 置 く 。

(組 織)

第 2 条 委 員 会 は 、 委 員 15 人 以 内 を も っ て 組 織 す る 。

2 委 員 は 、 学 識 経 験 の あ る 者 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者 の う ち
か ら 市 長 が 任 命 す る 。

(委 員 の 任 期)

第 3 条 委 員 の 任 期 は 、 第 1 条 の 基 本 構 想 に 係 る 答 申 を 市 長 が 受 け
た 日 ま で と す る 。

(臨 時 委 員)

第 4 条 市 長 は 、 委 員 会 に 特 別 の 事 項 を 調 査 審 議 さ せ る た め 必 要 が
あ る と 認 め る と き は 、 臨 時 委 員 若 干 人 を 置 く こ と が で き る 。

2 臨 時 委 員 は 、 市 長 が 必 要 と 認 め る 者 の う ち か ら 市 長 が 任 命 す る
。

3 臨 時 委 員 の 任 期 は 、 当 該 特 別 の 事 項 に 関 す る 調 査 審 議 が 終 了 し
た と き ま で と す る 。

(委 員 長 及 び 副 委 員 長)

第 5 条 委 員 会 に 委 員 長 及 び 副 委 員 長 1 人 を 置 く 。

2 委 員 長 及 び 副 委 員 長 は 、 委 員 の 互 選 に よ っ て 定 め る 。

3 委 員 長 は 、 委 員 会 を 代 表 し 、 会 務 を 総 理 し 、 会 議 の 議 長 と な る
。

4 副 委 員 長 は 、 委 員 長 を 補 佐 し 、 委 員 長 に 事 故 が あ る と き 、 又 は
委 員 長 が 欠 け た と き は 、 そ の 職 務 を 代 理 す る 。

(会 議)

第 6 条 委 員 会 の 会 議 は 、 委 員 長 が 招 集 す る 。 た だ し 、 委 員 長 及 び
副 委 員 長 が 選 出 さ れ て い な い と き は 、 市 長 が 行 う 。

2 委 員 会 は 、 委 員 (特 別 の 事 項 を 調 査 審 議 す る 場 合 に あ っ て は 、
そ の た め に 置 か れ た 臨 時 委 員 を 含 む 。 次 項 に お い て 同 じ 。) の 半
数 以 上 の 出 席 が な け れ ば 会 議 を 開 く こ と が で き な い 。

3 委 員 会 の 議 事 は 、 出 席 し た 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し 、 可 否 同

数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、瀬谷区において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第1条の基本構想に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第46号

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（第3条及び第4条において「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号）第1条の横浜市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

(学級の編制の基準)

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数（以下「園児数」という。）は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分

の 1 の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員数は、常時 2 人を下ってはならない。

園 児 の 区 分	員 数
(1) 満 4 歳 以上 の 園 児	おおむね 30 人につき 1 人
(2) 満 3 歳 以上 満 4 歳 未 満 の 園 児	おおむね 20 人につき 1 人
(3) 満 1 歳 以上 満 3 歳 未 満 の 園 児	おおむね 6 人につき 1 人
(4) 満 1 歳 未 満 の 園 児	おおむね 3 人につき 1 人

備 考

- 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項の普通免許状をいう。備考 1 において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項の登録（備考 1 において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄に掲げる園児の区分ごとに同表の右欄に掲げる園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 3 この表の第 1 号及び第 2 号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。

- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第 14 条第 1 項において読み替えて準用する横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第 43 条（後段を除く。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(園舎及び園庭)

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、職員室と保健室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第43条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積
- (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備え

るよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

(園具及び教具)

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲

示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第 13 条 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 54 条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 14 条第 6 項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第 14 条 児童福祉施設基準条例第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条(第 4 項ただし書を除く。)、第 19 条、第 20 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 42 条第 7 号、第 43 条(後段を除く。))並びに第 48 条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条の見出し及び同条第 3 項	最低基準	設備運営基準
第 4 条第 2 項	最低基準	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。)に定める基準(次項において「設備運営基準」という。)
第 5 条第 1 項	法に定めるそれぞれの	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に定める

第 5 条 第 3 項	入所している者	認定こども園法第 14 条 第 6 項の園児（以下「園児」という。）
第 5 条 第 4 項 及び 第 14 条 第 5 項	児童の	園児の
第 8 条 第 1 項	法に定めるそれぞれの	認定こども園法第 2 条 第 7 項に定める
第 10 条 の 見 出 し	入所した者	園児
第 10 条、第 14 条 第 3 項 及び 第 20 条 第 1 項	入所している者	園児
第 10 条	又は入所	又は入園
第 11 条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第 12 条	児童福祉施設の長	認定こども園法第 14 条 第 1 項の園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童に対し法第 47 条 第 1 項 本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第 3 項	法第 47 条 第 3 項
	当該児童	当該園児
第 14 条 第 1 項	入所している者	において、認定こども園法第 2 条 第 10 項の保育を必要とする子どもに該当する園児
	第 9 条	幼保連携型認定こども園基準条例第 14 条 第 2 項において読み替えて準用する第 9 条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第 14 条 第 2 項	に入所している者	において園児
	、入所している者	、園児
第 19 条	利用者	園児
第 20 条 第 1 項	援助	教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、そ

		の保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
第 20 条 第 3 項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条 第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第 42 条 第 7 号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第 42 条 第 7 号 ア	耐火建築物又は同条第 9 号の 3 の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第 42 条 第 7 号 イ	施設又は設備	設備
第 42 条 第 7 号 ウ	施設及び設備	設備
第 42 条 第 7 号 カ 及び 第 43 条 第 5 号	乳幼児	園児
第 43 条	第 14 条 第 1 項	幼保連携型認定こども園基準条例第 14 条 第 1 項において読み替えて準用する第 14 条 第 1 項
	幼児	園児
第 48 条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	、保育	、教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第 9 条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「当該社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については

「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第15条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)第7条第1項の認定こども園である旧法第3条第3項の幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。次項及び附則第7項において同じ。)の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、施行日以後に当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第 7 条第 3 項及び第 7 項並びに第 8 条第 6 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第 7 条第 3 項	第 14 条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第 42 条第 7 号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第 7 条第 7 項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	2 学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3 学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2 学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3 学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)
学級数	面積（平方メートル）													
2 学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)													
3 学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)													
学級数	面積（平方メートル）													
2 学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)													
3 学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)													
第 8 条第 6 項	6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以	6 乳児室又はほふく室の面積は、3.3 平方メートルに満 2 歳												

	<p>上とする。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートルに満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。</p>
--	--	-----------------------------

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、施行日以後に当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第 7 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第 7 条第 3 項	第 14 条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例						
第 7 条第 6 項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>1 学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2 学級以上</td> <td>320 + 100 ×（学級数 - 2）</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1 学級	180	2 学級以上	320 + 100 ×（学級数 - 2）	(1) 満 3 歳以上の園児数に応じ、次条第 6 項の規定により算定した面積
学級数	面積（平方メートル）							
1 学級	180							
2 学級以上	320 + 100 ×（学級数 - 2）							
第 7 条第 7 項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応</p>	(1) 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積						

じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積

- 7 平成 25 年 4 月 1 日前から存するみなし幼保連携型認定こども園及び前項の当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の建物（同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に対する第 8 条第 6 項第 1 号の規定の適用については、当分の間、同号中「3.3 平方メートル」とあるのは、「2.475 平方メートル」とする。
- 8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、施行日以後に当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第 7 条第 7 項第 1 号の規定により算定された面積以上の園庭を設けるものは、当分の間、同条第 5 項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満 3 歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第47号

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第27条・第28条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）
- 第5章 事業所内保育事業
 - 第1節 通則（第43条）
 - 第2節 保育所型事業所内保育事業（第44条—第47条）
 - 第3節 小規模型事業所内保育事業（第48条・第49条）
- 第6章 雑則（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（第3条及び第4条において「最低基準」という。）その他の法第34条の15第2項の規定による認可の基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。

) が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)第1条第2項の横浜市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができ。

2 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等が行う家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に

われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条のその他の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（非常災害の対策）

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

（家庭的保育事業者等及び職員の一般的要件）

第8条 家庭的保育事業者等は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であつてはならない。

2 家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職 員 の 知 識 及 び 技 能 の 向 上 等)

第 9 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 の 職 員 は、 常 に 自 己 研 鑽^{さん} に 励 み、 法 に 定 め る そ れ ぞ れ の 事 業 の 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 な 知 識 及 び 技 能 の 習 得、 維 持 及 び 向 上 に 努 め な け れ ば な ら ない。

2 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、 職 員 に 対 し、 そ の 資 質 の 向 上 の た め の 研 修 の 機 会 を 確 保 し な け れ ば な ら ない。

(他 の 社 会 福 祉 施 設 等 を 併 せ て 設 置 す る と き の 設 備 及 び 職 員 の 基 準)

第 10 条 家 庭 的 保 育 事 業 所 等 は、 他 の 社 会 福 祉 施 設 等 と 併 せ て 設 置 さ れ る と き は、 必 要 に 応 じ 当 該 家 庭 的 保 育 事 業 所 等 の 設 備 及 び 職 員 の 一 部 を 当 該 社 会 福 祉 施 設 等 の 設 備 及 び 職 員 と 兼 ね さ せ る こ と が で き る。 た だ し、 保 育 室 及 び 各 事 業 所 に 特 有 の 設 備 並 び に 利 用 乳 幼 児 の 保 育 に 直 接 従 事 す る 職 員 に つ い て は、 こ の 限 り で ない。

(利 用 乳 幼 児 を 平 等 に 取 り 扱 う 原 則)

第 11 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、 利 用 乳 幼 児 の 国 籍、 信 条、 社 会 的 身 分 又 は 利 用 に 要 す る 費 用 を 負 担 す る か 否 か に よ っ て、 差 別 的 な 取 扱 い を し て は な ら ない。

(虐 待 等 の 禁 止)

第 12 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 の 職 員 は、 利 用 乳 幼 児 に 対 し、 法 第 33 条 の 10 各 号 に 掲 げ る 行 為 そ の 他 当 該 利 用 乳 幼 児 の 心 身 に 有 害 な 影 響 を 与 え る 行 為 を し て は な ら ない。

(懲 戒 に 係 る 権 限 の 濫 用 禁 止)

第 13 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、 利 用 乳 幼 児 に 対 し 法 第 47 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 懲 戒 に 関 し 当 該 利 用 乳 幼 児 の 福 祉 の た め に 必 要 な 措 置 を 採 る と き は、 身 体 的 苦 痛 を 与 え、 人 格 を 辱 め、 そ の 他 そ の 権 限 を 濫 用 し て は な ら ない。

(衛 生 管 理 等)

第 14 条 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、 利 用 乳 幼 児 の 使 用 す る 設 備、 食 器 等 及 び 飲 用 に 供 す る 水 に つ い て、 衛 生 的 な 管 理 に 努 め、 又 は 衛 生 上 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

2 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は、 家 庭 的 保 育 事 業 所 等 に お い て 感 染 症 及 び 食 中 毒 が 発 生 し、 又 は ま ん 延 し ない よ う に 必 要 な 措 置 を 講 ず る よ う 努 め な け れ ば な ら ない。

3 家 庭 的 保 育 事 業 所 等 に は、 必 要 な 医 薬 品 そ の 他 の 医 療 品 を 備 え る と と も に、 そ の 管 理 を 適 正 に 行 わ な け れ ば な ら ない。

4 居 宅 訪 問 型 保 育 事 業 者 は、 保 育 に 従 事 す る 職 員 の 清 潔 の 保 持 及 び 健 康 状 態 に つ い て、 必 要 な 管 理 を 行 わ な け れ ば な ら ない。

5 居 宅 訪 問 型 保 育 事 業 者 は、 居 宅 訪 問 型 保 育 事 業 を 行 う 事 業 所 の 設 備 及 び 備 品 に つ い て、 衛 生 的 な 管 理 に 努 め な け れ ば な ら ない。

(食 事)

第 15 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するとき
は、その家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定に
より、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねてい
る他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）
により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、
その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に
必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法につ
いて栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したもの
でなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本として
の食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第 16 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1
項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に
対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施
設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する
方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保
育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとし
てもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理
のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければな
らない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業
者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な
注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内
容が確保されていること。

(2) 当該家庭的保育事業所等又は横浜市の栄養士により献立等
について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあることその
他栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の
趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適
切に遂行できる能力を有する者とすること。

(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食
事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量
の給与等により利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切
に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼

児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項の義務教育諸学校又は同法第6条の共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業者を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果に関し必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除又は停止その他の必要な手続を行うことを家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等の運営規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村(特別区を含む。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。以下この条において「居宅等」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を居宅等の建物の1階に設けること。
- (2) 前号の規定により居宅等の建物の1階に乳幼児の保育を行う

専用の部屋を設けることができない場合には、同号の規定にかかわらず、居宅等の建物の2階に当該専用の部屋を設けること。この場合において、当該居宅等の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物で避難上有効な設備を有するものであること。

- (3) 前2号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上とすること。
- (4) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (5) 衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。
- (6) 調理設備を乳幼児の保育を行う専用の部屋に設ける場合は、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分を安全な方法で区画すること。
- (7) 手洗用設備は、乳幼児用のものと乳幼児用以外のものをそれぞれ設けること。
- (8) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (9) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (10) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研

修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第 35 条第 2 項及び附則第 6 項において同じ。)とともに保育する場合には、5 人以下とする。

(保育時間)

第 24 条 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条、第 26 条及び附則第 3 項において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定により厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第 26 条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則

(小規模保育事業の区分)

第 27 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

(小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型を行う者に関する認可の基準)

第 28 条 小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型を行う者は、法人でなければならない。

第 2 節 小規模保育事業 A 型

(設備の基準)

第 29 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、乳児室又はほふく室、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(市長が特に認められた場合にあっては、当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を

含む。第 7 号、第 34 条第 4 号及び第 7 号並びに第 44 条第 4 号及び第 5 号において同じ。)、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。

- (5) 調理設備を乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に設ける場合は、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分を安全な方法で区画すること。
- (6) 手洗用設備は、乳幼児用のものと乳幼児用以外のものをそれぞれ設けること。
- (7) 保育室又は遊戯室の面積は第 4 号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 保育室等を 2 階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。
 - ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物又は同条第 9 号の 3 の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段

3 階	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。以下同じ。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかにか該当するものを除く。）以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設

備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人

(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 1 項の規定により置かれた保育士のうちから、保育の提供に関する責任者を 1 人選任するものとする。

(準用)

第 31 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条、第 26 条及び附則第 3 項において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者(第 31 条において読み替えて準用する次条及び第 26 条において「小規

模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね 3人につき 1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね 6人につき 1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね 20人につき 1人

（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 30人につき 1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第33条 第24条から第26条まで、第29条及び第30条第4項の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業者（次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、第30条第4項中「第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「保育士」とあるのは「同項の保育従事者」とする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業

所 C 型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、乳児室又はほふく室、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、1 室ごとに 9.9 平方メートル(当該 1 室で保育する乳児又は前号の幼児が 3 人を超える場合は、9.9 平方メートルに 3 人を超える人数 1 人につき 3.3 平方メートルを加えた面積) 以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。
- (5) 調理設備を保育室等に設ける場合は、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分を安全な方法で区画すること。
- (6) 手洗用設備は、乳幼児用のものと乳幼児用以外のものをそれぞれ設けること。
- (7) 保育室又は遊戯室の面積は第 4 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 保育室等を 2 階以上に設ける建物は、第 29 条第 9 号に掲げる要件に該当するものとする。

(職員)

第 35 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 C 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とする。

(利用定員)

第 36 条 小規模保育事業所 C 型は、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(準用)

第 37 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 30 条第 4 項の規定は、小規模保育事業 C 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条、第 26 条及び附則第 3 項において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 C 型を行う者(第 37 条において読み替えて準用する次条及び第 26

条において「小規模保育事業者（C型）」という。）と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と、第30条第4項中「第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「保育士」とあるのは「家庭的保育者」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項の措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育事業として行われる保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
- (5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認めるものにおいて行う保育

（設備及び備品）

第39条 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育事業を行う事業所には、当該居宅訪問型保育事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することが出来る乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条の障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにお

いて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第 42 条 第 24 条 から第 26 条 まで及び第 28 条 の規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第 24 条 中「家庭的保育事業を行う者（次条、第 26 条 及び附則第 3 項において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第 25 条 及び第 26 条 中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第 5 章 事業所内保育事業

第 1 節 通則

(利用定員の設定)

第 43 条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳幼児（法第 6 条 の 3 第 12 項 第 1 号 イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市長が定める乳幼児の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員の数	その他の乳幼児の数
1 人以上 5 人以下	1 人
6 人又は 7 人	2 人
8 人以上 10 人以下	3 人
11 人以上 15 人以下	4 人
16 人以上 20 人以下	5 人
21 人以上 25 人以下	6 人
26 人以上 30 人以下	7 人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上	20 人

第 2 節 保育所型事業所内保育事業

(設備の基準)

第 44 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。第 46 条 及び第 47 条 において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同

じ。) 及び便所を設けること。

- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を 2 階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。
 - ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物又は同条第 9 号の 3 の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
4 屋外階段		
	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

3 階	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理室の部分とが建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること

。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に依じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条(ただし書及び第3号を除く。)の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第47条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保

育事業者」という。)とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において読み替えて準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

第3節 小規模型事業所内保育事業

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね 3人につき 1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね 6人につき 1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね 20人につき 1人
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね 30人につき 1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第24条から第26条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育

事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号及び第9号において同じ。）」とする。

第6章 雑則

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条（家庭的保育事業及び小規模保育事業C型に係る部分に限る。）、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第6号、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第5号並びに第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

3 家庭的保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条（ただし書、第1号及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、同条第2号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、同条第3号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

(家庭的保育事業に関する経過措置)

5 施行日の前日に整備法第6条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第6条の3第9項の家庭的保育事業を行っていた者が、乳幼児の保育を行う専用の部屋を旧法第6条の3第9項の家庭的保育者の居宅その他の場所の建物の3階以上に設置しており、かつ、施行日以後も引き続き当該専用の部屋を用いて法第34条の15第2項の規定による認可を受けて家庭的保育事業を行う場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第22条第1号及び第2号の規定は、適用しない。

（保育従事者に関する経過措置）

6 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、家庭的保育者又は家庭的保育補助者を第32条及び第48条に規定する保育従事者とみなしてこれらの規定を適用する。

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 48 号

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 34 条）

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 4 章 雑則（第 53 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるとともに、法第 46 条第 2 項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項の居宅訪問型保育事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項の事業所内保育事業をいう。
- (5) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項に

において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(6) 特別利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 2 号の特別利用地域型保育をいう。

(7) 特定利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 3 号の特定利用地域型保育をいう。

(特定教育・保育施設等の一般原則等)

第 3 条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子ども立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設(児童福祉法第 7 条第 1 項の児童福祉施設をいう。)その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第 4 条 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、その利用定員(法第 27 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を 20 人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分
第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条の運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受

けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、

し、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により横浜市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により横浜市が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額))をい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額)を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)

- をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受け取ることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受け取ることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
- (施設型給付費等の額に係る通知等)
- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事

項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならぬ。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもものの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設（保育所を除く。）は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（この項の規定により評価又は外部の者による評価を受けることとなる特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設（保育所に限る。）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもものの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 18 条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定子どもの保護者に関する市町村への通知)

第 19 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 4 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 21 条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園又は保育所に限る。)の長たる当該特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設においては、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければなら

ない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
(地域との連携等)

第 31 条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 32 条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第 33 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
(記録の整備)

第 34 条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提
 供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものと
 して、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定
 を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園
 又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と
 、「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と
 、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又
 は第2号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「
 当該特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第4項第3号
 中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主
 食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはそ
 の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。
 以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保
 育事業A型（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関
 する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）第29条の小規模保育
 事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1
 項の小規模保育事業B型をいう。）にあってはその利用定員の数
 を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条の小規
 模保育事業C型をいう。）にあってはその利用定員の数を6人以
 上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を
 1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定
 地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下
 「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第
 3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育
 事業を行う事業所にある場合は、横浜市家庭的保育事業等の設備、
 運営等の基準に関する条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する
 労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所
 内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就
 学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものに
 あっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監
 護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条
 の3第12項第1号ハの共済組合等をいう。）に係るものにあつて
 は共済組合等の構成員（同号ハの共済組合等の構成員をいう。）
 の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就
 学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就

学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項の連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、第46条の運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項の連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病欠、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第

- 42 条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であるとして市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項(ただし書及び第3号を除く。)の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等に密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領)
- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において読み替えて準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により横浜市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により横浜市が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費(法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超過するときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超過するときは、当該

- 現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが相当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
- (特定地域型保育の取扱方針)
- 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども達の心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
- (特定地域型保育に関する評価等)
- 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければ

ばならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸

記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（特例施設型給付費）」とあるのは「地域型保育給付費（特例地域型保育給付費）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保

育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第3項並びに第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小
 学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域
 型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守し
 なければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保
 育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条
 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子
 どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3
 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条
 第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあって
 は、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号
 に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。
 ）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数
 を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型
 保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保
 育を含むものとして、この章の規定を適用する。この場合におい
 て、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条
 第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用して
 いる同号又は同項第3号」と、第40条第2項中「第19条第1項第
 3号」とあるのは「第19条第1項第2号又は第3号」とする。

第4章 雑則

（委任）

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

2 特定保育所（法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同
 じ。）が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、
 第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・
 保育施設」とあるのは「当該特定教育・保育施設」と、「とし」
 とあるのは「を」と、「とする。）をいう」とあるのは「をいう
 」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市
 長の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給」とある
 のは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象とな
 る特定教育・保育の提供」とし、第6条及び第7条の規定は適用

しない。

- 3 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「第27条第3項第2号に掲げる」とあるのは「附則第9条第1項第1号イの規定により横浜市が定める」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号ロ(1)」と、同条第2項中「第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とあるのは「附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「をいい」とあるのは「及び同号ロの規定により横浜市が定める額をいい」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「を、」とあるのは「及び同号ロ(2)の規定により横浜市が定める額を、」とする。

- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「第30条第2項第2号」とあるのは「附則第9条第1項第3号イ(1)」と、同条第2項中「第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とあるのは「附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「を、」とあるのは「及び同号イ(2)の規定により横浜市が定める額を、」とする。

(連携施設に関する経過措置)

- 6 特定地域型保育事業者(家庭的保育事業を行うものに限る。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項(ただし書、第1号及び第3号を除く。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過する日まで(以下「施行日」という。)の間、同項第2号に係る連携協力をを行う連携施設を確保しないことができる。

- 7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ

適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 42 条第 1 項（ただし書、第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、同項第 3 号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第49号

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（第3条及び第4条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）第1条第2項の横浜市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育

成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気その他の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(非常災害の対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者及び職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第 1 項の設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程により 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 38 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得した者

- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認められたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(利用者等を平等に取り扱う原則)
- 第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)
- 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(衛生管理等)
- 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。
(運営規程)
- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第 15 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
(秘密保持等)

第 16 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第 17 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
(開所時間及び日数)

第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、利用者の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、利用者の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。
(保護者との連絡)
- 第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
(関係機関との連携)
- 第20条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
(事故発生時の対応)
- 第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(委任)
- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間、施行日前に存する放課後児童健全育成事業所（施行日の前日までに社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った放課後児童健全育成事業者に係るものに限る。）に対する第9条第2項の規定の適用については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 50 号

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針等)

第 3 条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員（省令第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必

要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第51号

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定居宅介護支援事業者の指定（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第81条第1項及び第2項の規定に基づき指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が、多様な指定居宅サービス等事業者（指定居宅サービス等を行う事業者をいう。以下同じ。）から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターをいう。）、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第 2 章 指定居宅介護支援事業者の指定

（法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者）

第 4 条 法第 79 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人であって、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。

第 3 章 人員に関する基準

（介護支援専門員の員数）

第 5 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下次条第 2 項を除き、「介護支援専門員」という。）であって常勤であることを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

（管理者）

第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 4 章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第 7 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 21 条に規定する運営規程の概要その他の当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならぬ。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第 8 条第 23 項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができ、この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの
- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護

認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。
(身分を証する書類の携行)

第 12 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
(利用料等の受領)

第 13 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前項の交通費について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。
(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。
(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第 15 条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及

び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス等事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するため最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針

、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、当該利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス等事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。
イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第 3 号から第 11 号までの規定は、第 12 号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な指定居宅サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする利用者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとする。当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともにし、必要に応じて、随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受け、必要についで、継続して福祉用具貸与を受けなければならない場合にはその理由を当該

居宅サービス計画に記載しなければならない。

- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項（法第42条の2第9項において準用する場合を含む。）の規定により法第41条第9項（法第42条の2第9項において法第41条第10項の規定を準用する場合にあっては、法第42条の2第8項）の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（法第42条の2第9項において法第41条第10項の規定を準用する場合にあっては、法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス）をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービス（法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。）に係る特例居宅介護サービス費（同項に規定する特例居宅介護サービス費をいう。）の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業を行う者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 介護支援専門員その他の従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第 22 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第 23 条 指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第 24 条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第 26 条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 27 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所につ

いて広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指定居宅サービス等事業者からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及び介護支援専門員その他の従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス等事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けられた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、当該利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行

う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第22条第1項に規定する介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制についての記録

(2) 居宅介護サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号の記録についてはその完結の日から5年間、第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

- (2) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成28年3月31日までの間に提供する指定居宅介護支援に関する第32条第1項各号に掲げる記録については、指定居宅介護支援事業者は、同項の規定にかかわらず、5年間保存することを要しない。

3 施行日から平成28年3月31日までの間に提供する指定居宅介護支援に関する第32条第2項に掲げる記録についての同項の規定の適用については、同項中「第1号及び第2号の記録についてはその完結の日から5年間、第3号から第5号までの記録についてはその」とあるのは、「その」とする。

4 平成28年4月1日以後における第32条の規定の適用については、同日以後に提供する指定居宅介護支援に関する同条に掲げる記録について適用する。

5 施行日前に提供した指定居宅介護支援に関する第32条に掲げる記録については、なお従前の例による。

（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

6 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指

定 居 宅 介 護 支 援 基 準 条 例 第 16 条 各 号 」 に 改 め る 。

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 52 号

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 指定介護予防支援事業者の指定（第 4 条）
- 第 3 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 運営に関する基準（第 7 条－第 31 条）
- 第 5 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 32 条－第 34 条）
- 第 6 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）
- 第 7 章 雑則（第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第 59 条第 1 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

第 3 条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 18 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が、当該目標を踏まえ、多様な指定介護予防サービス等事業者（指定介護予防サービス等を行う事業者を

いう。以下同じ。) から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならぬ。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第 2 章 指定介護予防支援事業者の指定

（法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者）

第 4 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人であって、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。

第 3 章 人員に関する基準

（担当職員の員数）

第 5 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第 6 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるとする。

第 4 章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 20 条に規定する運営規程の概要その他の当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならぬ。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 18 項に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでな

なければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めたる場合は、適当な他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に

際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 12 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 13 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第 58 条第 4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第 1 項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指

定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 で な け れ ば な ら ない こと。

(4) 委 託 す る 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 に 対 し、指 定 介 護 予 防 支 援
の 業 務 を 実 施 す る 介 護 支 援 専 門 員 が、第 3 条、こ の 章 及 び 次 章
の 規 定 を 遵 守 す る よ う 措 置 さ せ な け れ ば な ら ない こと。

(法 定 代 理 受 領 サ ー ビ ス に 係 る 報 告)

第 16 条 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、毎 月、市 町 村 (法 第 53 条 第 7
項 及 び 第 54 条 の 2 第 9 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 法 第 41 条 第
10 項 の 規 定 に よ り 法 第 53 条 第 6 項 及 び 第 54 条 の 2 第 8 項 の 規 定 に
よ る 審 査 及 び 支 払 に 関 す る 事 務 を 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 (国 民
健 康 保 険 法 (昭 和 33 年 法 律 第 192 号) 第 45 条 第 5 項 に 規 定 す る 国
民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 を い う。以 下 同 じ。) に 委 託 し て い る 場 合
に あ っ て は、当 該 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会) に 対 し、介 護 予 防 サ
ー ビ ス 計 画 に お い て 位 置 付 け ら れ て い る 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等
の う ち 法 定 代 理 受 領 サ ー ビ ス (法 第 53 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 介 護
予 防 サ ー ビ ス 費 が 利 用 者 に 代 わ り 当 該 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業
者 に 支 払 わ れ る 場 合 の 当 該 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 に 係 る 指 定 介 護 予
防 サ ー ビ ス 及 び 法 第 54 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に よ り 地 域 密 着 型 介 護
予 防 サ ー ビ ス 費 が 利 用 者 に 代 わ り 当 該 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ
ー ビ ス 事 業 者 に 支 払 わ れ る 場 合 の 当 該 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ
ス 費 に 係 る 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス を い う。) と し て 位
置 付 け た も の に 関 す る 情 報 を 記 載 し た 文 書 を 提 出 し な け れ ば な ら
ない。

2 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 に 位 置 付 け
ら れ て い る 基 準 該 当 介 護 予 防 サ ー ビ ス (法 第 54 条 第 1 項 第 2 号 に
規 定 す る 基 準 該 当 介 護 予 防 サ ー ビ ス を い う。) に 係 る 特 例 介 護 予
防 サ ー ビ ス 費 (同 項 に 規 定 す る 特 例 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 を い う。
) の 支 給 に 係 る 事 務 に 必 要 な 情 報 を 記 載 し た 文 書 を、市 町 村 (当
該 事 務 を 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 に 委 託 し て い る 場 合 に あ っ て は
、当 該 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会) に 対 し て 提 出 し な け れ ば な ら ない。

(利 用 者 に 対 す る 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 の 書 類 の 交 付)

第 17 条 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、要 支 援 認 定 を 受 け て い る 利 用
者 が 要 介 護 認 定 を 受 け た 場 合 そ の 他 利 用 者 か ら の 申 出 が あ っ た 場
合 に は、当 該 利 用 者 に 対 し、直 近 の 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 及 び そ
の 実 施 状 況 に 関 す る 書 類 を 交 付 し な け れ ば な ら ない。

(利 用 者 に 関 す る 市 町 村 へ の 通 知)

第 18 条 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、指 定 介 護 予 防 支 援 を 受 け て い
る 利 用 者 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は、遅 滞 な く、意 見 を 付
し て そ の 旨 を 市 町 村 に 通 知 し な け れ ば な ら ない。

(1) 正 当 な 理 由 な し に 介 護 給 付 等 対 象 サ ー ビ ス の 利 用 に 関 す る 指

示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 担当職員その他の従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健

康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲 示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘 密 保 持)

第 25 条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第 33 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広 告)

第 26 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 事 業 者 か ら の 利 益 収 受 の 禁 止 等)

第 27 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の指定介護予防サービス等事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定介護予防サービス等事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及び担当職員その他の従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定介護予防サービス等事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該指定介護予防サービス等事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦 情 処 理)

第 28 条 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、自 ら 提 供 し た 指 定 介 護 予 防 支 援 又 は 自 ら が 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 に 位 置 付 け た 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 (第 6 項 に お い て 「 指 定 介 護 予 防 支 援 等 」 と い う 。) に 対 す る 利 用 者 及 び そ の 家 族 か ら の 苦 情 に 迅 速 か つ 適 切 に 対 応 し な け れ ば な ら ない。

2 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、前 項 の 苦 情 を 受 け 付 け た 場 合 は、当 該 苦 情 の 内 容 等 を 記 録 し な け れ ば な ら ない。

3 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、自 ら 提 供 し た 指 定 介 護 予 防 支 援 に 関 し、法 第 23 条 の 規 定 に よ り 市 町 村 が 行 う 文 書 そ の 他 の 物 件 の 提 出 若 し く は 提 示 の 求 め 又 は 当 該 市 町 村 の 職 員 か ら の 質 問 若 し く は 照 会 に 応 じ、及 び 利 用 者 又 は そ の 家 族 か ら の 苦 情 に 関 し て 市 町 村 が 行 う 調 査 に 協 力 す る と と も に、市 町 村 か ら 指 導 又 は 助 言 を 受 け た 場 合 に お い て は、当 該 指 導 又 は 助 言 に 従 っ て 必 要 な 改 善 を 行 わ ね け れ ば な ら ない。

4 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、市 町 村 か ら の 求 め が あ っ た 場 合 に は、前 項 の 改 善 の 内 容 を 当 該 市 町 村 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

5 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、自 ら が 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 に 位 置 付 け た 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 に 対 す る 利 用 者 又 は そ の 家 族 か ら の 苦 情 の 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 へ の 申 立 て に 関 し て、当 該 利 用 者 又 は そ の 家 族 に 対 し 必 要 な 援 助 を 行 わ ね け れ ば な ら ない。

6 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、指 定 介 護 予 防 支 援 等 に 対 す る 利 用 者 又 は そ の 家 族 か ら の 苦 情 に 関 し て 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 が 行 う 法 第 176 条 第 1 項 第 3 号 の 調 査 に 協 力 す る と と も に、自 ら 提 供 し た 指 定 介 護 予 防 支 援 に 関 し て 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 か ら 同 号 の 指 導 又 は 助 言 を 受 け た 場 合 に お い て は、当 該 指 導 又 は 助 言 に 従 っ て 必 要 な 改 善 を 行 わ ね け れ ば な ら ない。

7 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 か ら の 求 め が あ っ た 場 合 に は、前 項 の 改 善 の 内 容 を 当 該 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

(事 故 発 生 時 の 対 応)

第 29 条 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、利 用 者 に 対 す る 指 定 介 護 予 防 支 援 の 提 供 に よ り 事 故 が 発 生 し た 場 合 に は、速 や か に 市 町 村、当 該 利 用 者 の 家 族 等 に 連 絡 を 行 う と と も に、必 要 な 措 置 を 講 じ ね け れ ば な ら ない。

2 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、前 項 の 事 故 の 状 況 及 び 事 故 に 際 し て 採 っ た 処 置 に つ い て 記 録 し な け れ ば な ら ない。

3 指 定 介 護 予 防 支 援 事 業 者 は、利 用 者 に 対 す る 指 定 介 護 予 防 支 援 の 提 供 に よ り 賠 償 す べ き 事 故 が 発 生 し た 場 合 は、損 害 賠 償 を 速 や か に 行 わ ね け れ ば な ら ない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第1項に規定する担当職員その他の従業者の勤務の体制についての記録
- (2) 介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号の記録についてはその完結の日から5年間、第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第33条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
 - オ 第33条第14号に規定する評価の結果の記録
- (2) 第33条第13号に規定する指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録
- (3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支

援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス等事業者に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに当該利用者の日常生活の状況を把握し、当該利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む当該利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果을最大限に発揮し、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、当該担当職員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、当該利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス等事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス等事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、指定介護予防サービス等の提供状況、利用者の状

態等に関する報告を少なくとも 1 月に 1 回、聴取しなければならない。

(13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス等事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(15) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回及び当該指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者面接すること。

イ 当該利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第 89 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第 105 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第 33 条の 2 第 1 項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第 3 号から第 12 号までの規定は、第 13 号に規定する介護予防

- サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な指定介護予防サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする利用者から依頼があった場合には、居宅における生活への円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて、随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を当該介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し

、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に当該利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、当該利用者、指定介護予防サービス等事業者等とともに目標を共有すること。

(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、当該利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

(6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第3条及び第3章から前章まで(第15条並びに第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業について準用する。この場合において、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費(法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と、第31条第1項第2号中「介護予防サービス計画費」とあるのは「特例介護予防サービス計画費」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成28年3月31日までの間に提供する指定介護予防支援に関する第31条第1項各号に掲げる記録については、指定介護予防支援事業者は、同項の規定にかかわらず、5年間保存することを要しない。

3 施行日から平成28年3月31日までの間に提供する指定介護予防支援に関する第31条第2項に掲げる記録についての同項の規定の適用については、同項中「第1号及び第2号の記録についてはその完結の日から5年間、第3号から第5号までの記録についてはその」とあるのは、「その」とする。

4 平成28年4月1日以後における第31条の規定の適用については、同日以後に提供する指定介護予防支援に関する同条に掲げる記録について適用する。

5 施行日前に提供した指定介護予防支援に関する第31条に掲げる記録については、なお従前の例による。

(横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正)

- 6 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。
- 第 17 条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第 30 条第 9 号」を「横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 52 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第 33 条第 9 号」に改める。
- 第 69 条第 2 号中「指定介護予防支援等基準第 30 条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第 33 条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第 31 条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第 34 条各号」に改める。

横浜市自転車等施策検討協議会条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第53号

横浜市自転車等施策検討協議会条例

(設置)

第1条 自転車(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。))第2条第1号に規定する自転車をいう。以下同じ。)に関する施策の総合的な推進を図るとともに、自転車等(同条第2号に規定する自転車等をいう。以下同じ。)の駐車対策を推進するため、市長の附属機関として、横浜市自転車等施策検討協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 自転車の安全利用その他の自転車に係る施策に関する重要事項
- (2) 法第8条第1項及び第2項に規定する自転車等の駐車対策に関する重要事項
- (3) その他市長が必要と認める重要事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第8条第3項に規定する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが

できない。

3 協議会の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 第5条第3項及び第4項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項及び第4項並びに前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と、第5条第4項並びに前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

5 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ協議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、道路局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第54号

横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例

(設置)

第1条 横浜市が設置する自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の適正な管理運営を図るため、市長の附属機関として、横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(1) 自転車駐車場の管理運営に関する業務を委託する者の候補者の選考に関すること。

(2) 自転車駐車場の管理運営に関する業務を委託している者の評価に関すること。

(3) その他自転車駐車場の管理運営に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる

。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、道路局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 55 号

市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例
市の事務所の位置に関する条例（昭和 34 年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「基き」を「基づき」に、「横浜市中区港町 1 丁目 1 番地」を「横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横 浜 市 特 別 会 計 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る
。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 56 号

横 浜 市 特 別 会 計 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 特 別 会 計 設 置 条 例 （ 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 44 号 ） の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 第 5 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

(5) 横 浜 市 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 会 計

附 則

こ の 条 例 は 、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 57 号

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例

(横浜市手数料条例の一部改正)

第 1 条 横浜市手数料条例(平成 12 年 3 月横浜市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 62 号中「薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。)」に改め、同条第 63 号から第 65 号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同条第 66 号及び第 66 号の 2 中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同条第 67 号中「薬事法施行令(昭和 36 年政令第 11 号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)」第 1 条の 5 第 1 項又は」に、「賃貸業許可証」を「貸与業許可証」に改め、同条第 68 号中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令第 1 条の 6 第 1 項又は」に、「賃貸業許可証」を「貸与業許可証」に改め、同条第 68 号の 2 から第 69 号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同条第 70 号及び第 71 号中「薬事法第 13 条第 2 項」を「医薬品医療機器等法第 13 条第 1 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同条第 72 号から第 74 号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改める。

(横浜市消費生活条例の一部改正)

第 2 条 横浜市消費生活条例(平成 8 年 3 月横浜市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 46 条 第 1 項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条 第 6 号ただし書中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第 2 条第

16 項」を「第 2 条第 17 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

横 浜 市 資 産 活 用 推 進 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布
す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 58 号

横 浜 市 資 産 活 用 推 進 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 資 産 活 用 推 進 基 金 条 例 (昭 和 44 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 36 号)
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 を 削 り 、 第 5 条 を 第 4 条 と し 、 第 6 条 を 第 5 条 と す る 。

第 7 条 中 「 第 3 条 から 前 条 ま で 」 を 「 前 3 条 」 に 改 め 、 同 条 を 第
6 条 と し 、 第 8 条 を 第 7 条 と す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第59号

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「法」」を「「支援法」」に改め、「第77条第1項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条」を加える。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

第3条第2項中「法」を「支援法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 60 号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置」に改める。

第 17 条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他施設の運営に関する重要事項

第 20 条第 3 項中「当該助産」を「当該措置又は助産」に、「又は保育の実施、措置等」を「若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置」に改める。

第 41 条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第 42 条第 4 号中「及び附則第 7 項」を削り、同条第 7 号イの表中「

建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

」

を

「

- | |
|--|
| <p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p> |
|--|

」

に改める。

第 44 条第 2 項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 7 条第 1 項の認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法の規定による幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に 1 日に 4 時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね 35 人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね 20 人につき 1 人以上）」及び「（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね 35 人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上）」を削る。

第 49 条及び第 50 条を次のように改める。

第 49 条及び第 50 条 削除

第 113 条第 2 項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第 6 項から第 11 項までを削る。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。ただし、第 41 条及び第 113 条第 2 項の改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

横 浜 市 母 子 家 庭 児 童 等 の 身 元 保 証 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 61 号

横 浜 市 母 子 家 庭 児 童 等 の 身 元 保 証 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

横 浜 市 母 子 家 庭 児 童 等 の 身 元 保 証 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 33 年 4 月 横
浜 市 条 例 第 14 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 号 中 「 母 子 及 び 寡 婦 福 祉 法 」 を 「 母 子 及 び 父 子 並 び に
寡 婦 福 祉 法 」 に 、 「 に い う 」 を 「 に 規 定 す る 」 に 改 め 、 「 女 子 」 の
次 に 「 及 び 同 条 第 2 項 に 規 定 す る 配 偶 者 の な い 男 子 」 を 加 え 、 「 児
童 及 び 」 を 「 児 童 並 び に 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第 62 号

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例
横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「
横浜市東永谷地域ケアプラザ を
」

「
横浜市東永谷地域ケアプラザ
横浜市日限山地域ケアプラザ に改める。
」

別表第 3 中

「横浜市芹が谷地域ケアプラザ」を
「横浜市芹が谷地域ケアプラザ
横浜市日限山地域ケアプラザ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市日限山地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 63 号

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 9 号」を「横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 51 号）第 16 条第 9 号」に改める。

第 82 条第 1 項第 2 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例中、第 82 条第 1 項第 2 号の改正規定は平成 26 年 11 月 25 日から、第 14 条の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第64号

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第14条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号」に改める。

第42条第1号中「指定介護予防支援等基準第30条第7号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条第7号」に改める。

第80条第1項第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第80条第1項第2号の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

横 浜 市 衛 生 研 究 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 65 号

横 浜 市 衛 生 研 究 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 衛 生 研 究 所 条 例 （ 昭 和 33 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 第 1 項 中 「 本 市 に 衛 生 研 究 所 を 次 の よ う に 」 を 「 横 浜 市 衛
生 研 究 所 （ 以 下 「 研 究 所 」 と い う 。 ） を 横 浜 市 金 沢 区 に 」 に 改 め 、

「 名 称 横 浜 市 衛 生 研 究 所

位 置 磯 子 区 滝 頭 一 丁 目 2 番 17 号 」

を 削 り 、 同 条 第 2 項 中 「 横 浜 市 衛 生 研 究 所 （ 以 下 「 研 究 所 」 と い う
。 ） 」 を 「 研 究 所 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第66号

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「建築主」を「建築主等」に、「・第15条」を「一第15条の2」に、「第26条」を「第26条の2」に改める。

第1条中「建築主」を「建築主等」に改め、「建築計画」の次に「又は解体工事計画」を加え、「及び開発事業」を「又は既存建築物の解体工事及び開発事業」に改める。

第2条第2項第5号中「合計」の次に「。第11条第1項後段において同じ。」を加え、同項第8号イただし書中「、商業地域」の次に「、準工業地域（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が10分の20を超える場合に限る。）」を加え、同項第9号中「次に掲げる者」を「近隣住民以外の者であって、次に掲げるもの」に改め、同項に次の4号を加える。

(15) 既存建築物の解体工事 中高層建築物等の敷地となるべき土地に現に存する建築物（主要構造部が鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものに限る。）の全部又は一部を取り壊す工事をいう。

(16) 解体工事発注者 既存建築物の解体工事の請負契約の注文者をいう。

(17) 解体工事施工者 解体工事発注者から既存建築物の解体工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら既存建築物の解体工事をする者をいう。

(18) 解体工事計画 既存建築物の解体工事に係る計画をいう。
第2条第3項中「建築又は」を「建築若しくは既存建築物の解体工事又は」に、「又は周辺住民」を「若しくは周辺住民」に、「建築主又は」を「建築主若しくは」に改め、「同じ。）」の次に「、解体工事発注者若しくは解体工事施工者」を加え、「と開発事業者又は」を「と開発事業（特定大規模開発事業を除く。）に係る開発事業者若しくは」に、「及び地域住民」を「又は地域住民」に、「又は工事施工者と」を「若しくは工事施工者と」に改める。

第3条第4項中「定められた区域」の次に「（これらの地域又は区域において都市再生特別措置法第36条第1項の規定により都市計

画に都市再生特別地区が定められた場合にあつては、当該都市再生特別地区として定められた区域を除く。)」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 中高層建築物等の建築主、解体工事発注者及び解体工事施工者は、既存建築物の解体工事に当たっては、周辺の住環境に十分配慮し、安全で快適な住環境の保全に努めなければならない。

第6条中「工事施工者」の次に「、解体工事発注者、解体工事施工者」を、「地域住民」の次に「(以下「紛争当事者」という。)」を加える。

第2章の章名中「建築主」を「建築主等」に改める。

第8条中「工事施工者」の次に「、解体工事発注者並びに解体工事施工者」を加える。

第10条中第3項を第4項とし、同条第2項中「建築主は、」の次に「第1項又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 中高層建築物等の建築主は、前項に規定する標識を設置した場合において、当該中高層建築物等の建築に既存建築物の解体工事を伴うときは、近隣住民及び周辺住民に解体工事計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該解体工事計画の概要を表示した標識を設置しなければならない。

第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該中高層建築物等の敷地の全部又は一部が住居系地域(用途地域の指定のない区域を除く。)内にあり、かつ、当該中高層建築物等の延べ面積が2,000平方メートルを超えるときは、当該建築主は、当該説明を説明会(当該建築主が法人であるときは、その代表者又は当該中高層建築物等の建築計画に携わる当該法人の社員若しくは職員が出席するものに限る。)の開催により行わなければならない。

第11条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「工事施工者」の次に「、解体工事発注者又は解体工事施工者」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「について、近隣住民以外の」を「又は解体工事計画について、」に改め、「ときは、」の次に「第1項又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 中高層建築物等の建築主は、当該中高層建築物等の建築に既存建築物の解体工事を伴う場合においては、次条の規定による市長への報告を行う前で、かつ、既存建築物の解体工事の着手前に、近隣住民に解体工事計画の概要その他の規則で定める事項を説明しなければならない。

第12条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第

2 項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

第13条第3項を削る。

第14条第1項中「近隣住民、周辺住民、近接住民又は地域住民及び中高層建築物等の建築主、開発事業者又は工事施工者（以下「紛争当事者」という。）」を「紛争当事者」に改め、同条第3項中「建築工事」の次に「、既存建築物の解体工事」を加え、同項ただし書中「工事により発生した騒音及び振動、じんあいの飛散その他」を削る。

第5章中第15条の次に次の1条を加える。

（あっせんの非公開）

第15条の2 あっせんの手続は、公開しない。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第6章中第26条の次に次の1条を加える。

（調停の非公開）

第26条の2 調停の手続は、公開しない。

第27条第1項中「第10条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、第11条の規定による説明を行わない者に対し、期限を付して説明するよう命ずることができる。

第28条第1項中「前条第1項又は第2項」を「前条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（建築士及び弁護士による助言）

第28条の2 横浜市は、紛争の未然の防止及び解決のために、近隣住民及び周辺住民の求めに応じて建築士及び弁護士に助言を行わせる場を設けることができる。

第31条第1項第2号中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第10条第3項の規定により標識の設置に関する届出書を提出する中高層建築物等の建築について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例第10条第2項の規定により標識の設置に関する届出書を提出した中高層建築物等の建築については、なお従前の例による。

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市 長 林 文 子

横浜市条例第 67 号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例

(横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 4 項を次のように改める。

4 前 3 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第 52 条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

第 13 条 第 2 項を次のように改める。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けない建築物について、法第 86 条の 7 第 1 項の規定により令第 137 条の 8 で定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。この場合において、令第 137 条の 8 第 2 号の規定については、同号中「基準時」とあるのは、「基準時(法第 3 条第 2 項の規定により横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(以下「条例」という。)第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き条例第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定(それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。)」と読み替えて適用するものとする。

(横浜都心機能誘導地区建築条例の一部改正)

第 2 条 横浜都心機能誘導地区建築条例(平成 17 年 12 月横浜市条例第 116 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考を次のように改める。

(備考)

この表に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第 52 条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎とな

る延べ面積の例により算定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第68号

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第44条の2中「第51条第1項第4号から第6号まで」を「第51条第1項第2号から第4号まで」に改める。

第51条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分（当該用途に供される部分及び次に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合に限る。）

ア 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

イ 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第51条第1項第3号及び第4号を削り、同項中第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備に関する基準については、この条例による改正後の横浜市火災予防条例第51条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第69号

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改め、同条第4項第3号中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改め、「内科」の次に「、神経内科、整形外科」を加え、「、神経内科」を「その他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病院事業管理者が定めるもの」に改め、同条第5項第3号及び第6項中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改める。

別表横浜市立病院経営評価委員会の項の次に次のように加える。

横浜市立市民病院再整備基本設計事業者評価委員会	横浜市立市民病院の再整備に関する事業の基本設計における事業者の提案に対する評価その他当該事業者の選定に係る評価に関する事務	10人以内
-------------------------	---	-------

別表横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の項中「横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会」に、「横浜市立脳血管医療センターに」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。ただし、別表横浜市立病院経営評価委員会の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

（横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正）

- 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改める。

第8条第5項中「横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施

設指定管理者選定委員会」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
一介護老人保健施設指定管理者選定委員会」に改める。

横 浜 市 保 育 所 保 育 実 施 条 例 を 廃 止 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 70 号

横 浜 市 保 育 所 保 育 実 施 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 市 保 育 所 保 育 実 施 条 例 （ 昭 和 62 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） は
、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 及 び 就 学 前 の 子 ど も に 関 す る
教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る
法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 法 律 の 整 備 等 に 関 す る 法 律 （ 平 成 24 年 法 律 第
67 号 ） の 施 行 の 日 か ら 施 行 す る 。

規 則

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 57 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 37 号 ） は 、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る
。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 資 産 活 用 推 進 基 金 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ
こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 58 号

横 浜 市 資 産 活 用 推 進 基 金 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る
規 則

横 浜 市 資 産 活 用 推 進 基 金 条 例 施 行 規 則 (昭 和 44 年 11 月 横 浜 市 規 則
第 115 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 」 を 削 る 。

第 4 条 を 削 り 、 第 5 条 を 第 4 条 と し 、 第 6 条 を 第 5 条 と し 、 第 7
条 を 第 6 条 と す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 59 号

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 （ 昭 和 27 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 68 号 ） の 一 部 を
次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 こ ど も 福 祉 保 健 部 の 項 こ ど も 家 庭 課 の 部 第 2 号 中 「 母 子 福
祉 」 の 次 に 「 及 び 父 子 福 祉 」 を 加 え 、 同 部 第 10 号 中 「 母 子 福 祉 」 の
次 に 「 、 父 子 福 祉 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 区 役 所 事 務 分 掌 規 則 及 び 横 浜 市 福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 60 号

横 浜 市 区 役 所 事 務 分 掌 規 則 及 び 横 浜 市 福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(横 浜 市 区 役 所 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 区 役 所 事 務 分 掌 規 則 (昭 和 52 年 6 月 横 浜 市 規 則 第 68 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 福 祉 保 健 セ ン タ ー の 項 こ ど も 家 庭 支 援 課 の 部 第 4 号 及 び 第 11 号 、 第 2 項 こ ど も 家 庭 支 援 課 の 部 第 3 号 及 び 第 5 号 並 び に 第 4 項 こ ど も 家 庭 支 援 課 の 部 第 3 号 及 び 第 5 号 中 「 母 子 」 の 次 に 「 、 父 子 」 を 加 え る 。

(横 浜 市 福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 規 則 (平 成 13 年 12 月 横 浜 市 規 則 第 111 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 9 項 中 「 母 子 及 び 寡 婦 福 祉 法 」 を 「 母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 母 子 家 庭 児 童 等 の 身 元 保 証 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を
改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 61 号

横 浜 市 母 子 家 庭 児 童 等 の 身 元 保 証 に 関 す る 条 例 施 行 規 則
の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 母 子 家 庭 児 童 等 の 身 元 保 証 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 （ 昭 和 33
年 4 月 横 浜 市 規 則 第 18 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 号 様 式 裏 面 中 「 母 子 世 帯 、 」 の 次 に 「 父 子 世 帯 、 」 を 、 「 母
子 世 帯 ・ 」 の 次 に 「 父 子 世 帯 ・ 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第 62 号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和 45 年 2 月横浜市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（市長が衛生上支障がないと認めるとき）

第 6 条の 3 条例第 3 条第 7 号について、同条ただし書の市長が衛生上支障がないと認めるときは、頭髪に係る作業を行わないときその他市長が衛生上支障がないと認めるときとする。

第 1 号様式裏面中

「

理 容 い す	台	洗 髪 器	台		
---------	---	-------	---	--	--

」

を

「

理 容 椅 子	台	洗髪専用の設備	有（台）・無		
洗髪専用の設備を設置しない場合	頭髪に係る作業		有 ・ 無		
	具体的な作業内容				

」

に、

「※ 4 理容師免許証又は免許証明書」

を

「※ 4 開設者が法人の場合は、登記事項証明書

※ 5 理容師免許証又は免許証明書」

に、「※ 5」を「※ 6」に改める。

第 5 号様式中

「※ 3 理容師を新たに雇い入れたときは、その者の理容師免許証又は免許証明書」

を

「※ 3 法人の登記事項の変更の場合は、登記事項証明書（変更の履歴が分かるものに限る。）

※ 4 理容師を新たに雇い入れたときは、その者の理容師免許証又は免許証明書」

に、「※ 4」を「※ 5」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第 63 号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和 45 年 2 月横浜市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（市長が衛生上支障がないと認めるとき）

第 6 条の 3 条例第 3 条第 7 号について、同条ただし書の市長が衛生上支障がないと認めるときは、頭髪に係る作業を行わないときその他市長が衛生上支障がないと認めるときとする。

第 1 号様式裏面中

「

セ ッ ト い す	台	洗 髪 器	台		
-----------	---	-------	---	--	--

」

を

「

セ ッ ト 椅 子	台	洗 髪 専 用 の 設 備	有（台）・無		
洗 髪 専 用 の 設 備 を 設 置 し な い 場 合	頭 髪 に 係 る 作 業		有 ・ 無		
	具 体 的 な 作 業 内 容				

」

に、

「※ 4 美容師免許証又は免許証明書」

を

「※ 4 開設者が法人の場合は、登記事項証明書

※ 5 美容師免許証又は免許証明書」

に、「※ 5」を「※ 6」に改める。

第 5 号様式中

「※ 3 美容師を新たに雇い入れたときは、その者の美容師免許証又は免許証明書」

を

「※ 3 法人の登記事項の変更の場合は、登記事項証明書（変更の履歴が分かるものに限る。）

※ 4 美容師を新たに雇い入れたときは、その者の美容師免許証又は免許証明書」

に、「※ 4」を「※ 5」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第64号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第72条の2」を「第72条の4」に改める。

第71条中「第92条第1項第5号」を「第92条第1項第6号」に改め、同条第3号中「の注文者、届出をする者の現場責任者及び当該建設工事の下請負人」を「を施工する者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 下請負人が石綿排出作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに現場責任者の氏名及び連絡先

第71条の次に次の6条を加える。

（石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第71条の2 条例第92条の2第1項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

(1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

(2) 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

（解体等建設工事に係る説明の時期）

第71条の3 条例第92条の2第1項の規定による説明は、解体等建設工事の開始の日までに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を

いう。以下同じ。)に限る。)を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設工事の開始の日から起算して14日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の14日前までに行うものとする。

(2) 解体等建設工事が石綿排出作業(特定粉じん排出等作業を除く。)を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設工事の開始の日から起算して7日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の7日前までに行うものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、災害その他の非常の事態の発生により解体等建設工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。

(解体等建設工事に係る説明の事項)

第71条の4 条例第92条の2第1項前段に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査を終了した年月日
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果

(石綿排出作業を伴う建設工事に係る説明の事項)

第71条の5 条例第92条の2第1項後段に規定する規則で定める事項は、第71条各号に掲げる事項とする。

(解体等建設工事に係る掲示の方法)

第71条の6 条例第92条の2第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等建設工事に係る掲示の事項)

第71条の7 条例第92条の2第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第92条の2第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 調査を終了した年月日
- (3) 調査の方法
- (4) 解体等建設工事が石綿排出作業(特定粉じん排出等作業を除く。)を伴う建設工事に該当する場合は、第70条各号に掲げる作業の種類

第72条第2号中「方法」の次に「その他市長が適当と認める方法」を加える。

第72条の2中「第94条第4号」を「第94条第5号」に改め、第7章第2節中同条の次に次の2条を加える。

(石綿排出作業の完了に係る説明の時期)

第72条の3 条例第94条の2の規定による説明は、条例第94条の規定による届出を行う日までに行うものとする。

(石綿排出作業の完了に係る説明の事項)

第72条の4 条例第94条の2に規定する規則で定める事項は、第72条の2各号に掲げる事項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に施工中の解体等建設工事に係るこの規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第71条の3の規定の適用については、同条中「解体等建設工事の開始の日までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とし、同条ただし書の規定は、適用しない。

横浜市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第65号

横浜市火災予防規則の一部を改正する規則

横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 避難及び防火の管理等（第19条－第27条の2）」を

「第5章 避難及び防火の管理等（第19条－第27条の2）
第5章の2 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第27条の3・第27条の4）」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 防火対象物の消防用設備等の状況の公表
（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第27条の3 条例第72条の6第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならないもののうち、同法第4条第1項の規定による立入検査により当該屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたもの又は当該屋内消火栓設備等が設置されている場合においてその主たる機能が喪失していると認められたものとする。

2 条例第72条の6第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこと又は屋内消火栓設備等が設置されている場合においてその主たる機能が喪失していることとする。
（公表の手続）

第27条の4 条例第72条の6第3項の規則で定める公表の手続は、前条第1項の立入検査の結果の通知をした日から14日を経過した日において、引き続き当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、横浜市消防局のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及

び 所 在 地

- (2) 前条第 2 項に規定する違反の内容
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 579 号

平 成 26 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) ほ か 2 件
の 要 領 公 表

平 成 26 年 9 月 18 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 平 成 26 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) ほ か 2 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第 580 号

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率を、次のとおり公表する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

（単位：パーセント）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	15.4	198.7
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(400.0)
(20.00)	(30.00)	(35.0)	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記する。
- 2 括弧上段の数値は早期健全化基準、下段の数値は財政再生基準である。

横浜市告示第 581 号

平成 25 年度決算に基づく資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

（単位：パーセント）

会計の名称	資金不足比率
港湾整備事業費会計	—
中央卸売市場費会計	—
中央と畜場費会計	—
市街地開発事業費会計	—
風力発電事業費会計	—
下水道事業会計	—
埋立事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
自動車事業会計	—
高速鉄道事業会計	—
病院事業会計	—

備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と表記する。
- 2 経営健全化基準は 20.0 パーセントである。

横浜市告示第 582 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成 26 年 9 月 1 日	つくいけ内科クリニック	旭区今宿西町 358 番地	病院又は診療所
同	緑園こころのクリニック	泉区緑園一丁目 4 番地の 1	同
同	てらまえ薬局	金沢区寺前一丁目 9 番 3 号	薬局
同	あおぞら薬局	青葉区市ケ尾町 1,16 7 番地の 1	同
同	たすけあい泉訪問看護ステーション	泉区中田南三丁目 24 番 9 号	訪問看護

横浜市告示第 583 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成 26 年 2 月 28 日	ベル薬局	鶴見区鶴見中央五丁目 3 番 8 号	薬局
平成 26 年 7 月 31 日	大綱調剤薬局	港北区綱島東一丁目 10 番 7 号	同
同	よつば薬局	青葉区美しが丘二丁目 17 番地の 2	同
同	こどもの国薬局	青葉区奈良五丁目 1 番地の 10	同
平成 26 年 8 月 4 日	カシワバ薬局 本牧店	中区本牧町 1 丁目 10 0 番地	同
平成 26 年 9 月 30 日	うしおだ訪問看護ステーション	鶴見区下野谷町 4 丁目 163 番地の 1	訪問看護
同	みどり野訪問看護ステーション	緑区十日市場町 915 番地の 14	同
同	訪問看護ステーション三ツ池	鶴見区矢向一丁目 5 番 26 号	同

横浜市告示第 584 号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び
指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項、第 79 条第 1 項及び第 115 条の 2 第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ミモザ株式会社	ミモザ在宅療養支援ステーション永田東	南区永田東二丁目 23 番 50 号	平成 26 年 8 月 1 日	訪問看護
株式会社楓の風	在宅療養支援ステーション楓の風金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 9 番 14 号	平成 26 年 8 月 1 日	居宅介護支援
株式会社リライ	リライ訪問看護リハビリステーション戸塚踊場	戸塚区矢部町 1,674 番地の 3	平成 26 年 8 月 1 日	訪問看護、介護予防訪問看護
ビーコンサービス株式会社	あっとほーむケアー訪問看護リハビリステーション	栄区上郷町 84 番地の 12	平成 26 年 8 月 1 日	訪問看護、介護予防訪問看護
株式会社翠明館	クリップ i	鶴見区馬場三丁目 18 番 22 号	平成 26 年 8 月 1 日	訪問介護、介護予防訪問介護
株式会社翠明館	クリップ b i s	鶴見区馬場三丁目 18 番 22 号	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、介護予防通所介護
株式会社かりゆし倶楽部・MIYAZATO	かりゆし居宅介護支援事業所	神奈川区反町 2 丁目 16 番地の 5	平成 26 年 8 月 1 日	居宅介護支援
株式会社ランタン	ヘルプサービスランタン	南区八幡町 72 番地の 18	平成 26 年 8 月 1 日	訪問介護、介護予防訪問介護

株式会社ランタン	デイサービスランタン	南区八幡町 72 番地の 18	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、介護予防通所介護
株式会社キズナ	デイサービスセンター夢ごこち	南区井土ヶ谷下町 26 番地の 3	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、介護予防通所介護
株式会社 L I L Y	デイサービスにじいろ峰岡	保土ヶ谷区峰岡町 3 丁目 39 6 番地	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護
合同会社かもめ安心福祉サービス	かもめ安心福祉ヘルパーセンター	磯子区磯子三丁目 2 番 17 号	平成 26 年 8 月 1 日	訪問介護、介護予防訪問介護
トミマザー合同会社	ケアステーション元気	磯子区西町 5 番 45 号	平成 26 年 8 月 1 日	居宅介護支援
株式会社エフシーオー	デイサービスひよしの陽だまり	港北区日吉本町四丁目 16 番 24 号	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、介護予防通所介護
ウォーターワゴン株式会社	茶話本舗デイサービスー織庵大豆戸	港北区大豆戸町 1,038 番地	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護
株式会社 P R E S E N C E	デイサービスプレゼンス	港南区港南台三丁目 22 番 11 号	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、介護予防通所介護
合同会社きのみち	ひとは菜福祉用具事務所	瀬谷区阿久和西三丁目 3 番地の 4	平成 26 年 8 月 1 日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
日本システムサービス技研株式会社	ケアサポート本郷	瀬谷区本郷四丁目 1 番地の 1	平成 26 年 8 月 1 日	居宅介護支援
有限会社あすなろ	あすなろデイサービス瀬谷	瀬谷区北新 38 番地の 10	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、介護予防通所介護
社会福祉法人孝徳会	D a y さーびす M I S O	栄区鍛冶ヶ谷一丁目 3 番 27	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、介護予防通

	NO かまく らみち	号		所介護
株式会社日本 アメニティラ イフ協会	デイサービス センター福寿 よこはま栄	栄区小菅ケ谷 三丁目 60 番 18 号	平成 26 年 8 月 1 日	通所介護、 介護予防通 所介護

横浜市告示第 585 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入させなければなら ない区域	供用開始 年月日
合流式	港南区港南一丁目の一部 港北区大豆戸町の一部	平成 26 年 9 月 25 日
分流式	港南区笹下三丁目、野庭町、日野四丁目、 日野中央二丁目及び日野中央三丁目の各一部 保土ヶ谷区坂本町及び仏向町の各一部 旭区今宿南町及び本村町の各一部 金沢区片吹の一部 港北区篠原町及び鳥山町の各一部 緑区白山三丁目、東本郷六丁目及び三保町 の各一部 都筑区大柵町及び勝田町の各一部 戸塚区汲沢町及び平戸二丁目の各一部 栄区小菅ヶ谷三丁目の一部 泉区和泉町の一部 瀬谷区北新及び下瀬谷一丁目の各一部	

横浜市告示第 586 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	保土ヶ谷区坂本町及び仏向町の各一部	平成26年9月25日
横浜市環境創造局南部水再生センター	磯子区新磯子町39番地	港南区港南一丁目の一部	
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	港南区笹下三丁目、日野四丁目、日野中央二丁目及び日野中央三丁目の各一部 金沢区片吹の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区篠原町、鳥山町及び大豆戸町の各一部 緑区東本郷六丁目の一部 都筑区大圃町及び勝田町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区今宿南町及び本村町の各一部 緑区白山三丁目及び三保町の各一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	戸塚区汲沢町の一部 泉区和泉町の一部 瀬谷区北新及び下瀬谷一丁目の各一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目5番1号	栄区小菅ヶ谷三丁目の一部	
横浜市環境	栄区長沼町	港南区野庭町の一部	

創造局栄第 二水再生セ ンター	82 番地	戸塚区平戸二丁目の一部	
-----------------------	-------	-------------	--

横浜市告示第 587 号

「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市河川図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市シルバー人材センター 理事長 守 屋 直	港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

公 告

横浜市公告第 672 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 26 年 9 月 1 日	特定非営利活動法人メンタルヘルス・コーリング	田 中 眞 一	瀬谷区下瀬谷三丁目 30 番地の 17	この法人は、ひきこもり・社会不安障害・対人恐怖・適応障害・うつ及びその予備群の関係者に対して、精神療法（カウンセリング）に関する事業並びに、精神保健の普及・啓発事業を行うことで、人々の健全なる生活を守り、希望ある社会づくりに寄与することを目的とする。
平成 26 年 9 月 3 日	N P O 法人日本生活支援協会	柏 瀬 慶 典	港北区大倉山七丁目 19 番 5 号	この法人は、幼児からお年寄りまでの幅広い年代に対して、各個人の生活を豊かにする支援に関する事業を行い、よりよい生

				活環境の実現に寄与することを目的とする。
平成 26 年 9 月 4 日	N P O 法 人 ふ れ ん ど 4 5	小 林 満 義	保 土 ヶ 谷 区 狩 場 町 301 番 地 の 80	この法人は、障害（児）者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成 26 年 9 月 5 日	N P O 法 人 こ ど も と 未 来	土 谷 み ち 子	泉 区 中 田 南 一 丁 目 18 番 1 - 205 号	この法人は、核家族化、少子化が進み地域的なつながりが薄れ、子育てが困難な時代になっている中、未来あいる子どもたちに対して、地域で活動している個人、団体、関連機関及び行政と連携し、子どもたちの健全な育成をめざし、地域力を高めて子育て支援に関する活動を行い、活力ある住みよい地域社会作りに寄与することを目的とする。

横浜市公告第 673 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 26 年 9 月 3 日	特定非営利活動法人横浜市住宅リフォーム促進協議会	鬼 嶋 俊 雄	都 筑 区 中 川 一 丁 目 4 番 1 号	この法人は、市民の住宅及び住宅リフォームを適切に推進させるため住宅に関する情報提供及び相談事業を通じて、市民の住まいの質の向上を図ることを目的とする。
平成 26 年 9 月 4 日	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会	佐 藤 信 男	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 2 番 1 号	この法人は、主として市民利用施設等の運営管理に関する事業を行い、また、行政との協働、事業を通じて、地域交流、まちづくり等の支援を行い、不特定多数の市民を対象に公益の増進に寄与することを目的とする。

横浜市公告第 674 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

上大岡駅前再開発ビル
港南区上大岡西一丁目6番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

京浜急行電鉄株式会社
代表取締役 原 田 一 之
東京都港区高輪2丁目20番20号
ほか

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	京浜急行電鉄株式会社 代表取締役 石 渡 恒 夫 東京都港区高輪2丁目20番20号 ほか	京浜急行電鉄株式会社 代表取締役 原 田 一 之 東京都港区高輪2丁目20番20号 ほか
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社京急百貨店 代表取締役 石 塚 護 港南区上大岡西一丁目6番1号 ほか	株式会社京急百貨店 代表取締役 上 野 賢 了 港南区上大岡西一丁目6番1号 ほか

(4) 変更の年月日

平成 25 年 6 月 27 日 ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更及び社名変更並びに小売業者の出退店、
代表者変更及び住所変更のため ほか

2 届出年月日

平成 26 年 8 月 29 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局成長戦略推進部産業立地調整課

横浜市公告第 675 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

上大岡駅前再開発ビル
港南区上大岡西一丁目6番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

京浜急行電鉄株式会社
代表取締役 原 田 一 之
東京都港区高輪2丁目20番20号
ほか

(3) 変更しようとする事項

変更する事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び 収容台数	位置 届出書添付図 面記載のとお り 数 726 台	位置 届出書添付図 面記載のとお り 数 680 台
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻及 び閉店時刻	開店時刻 午前7時 閉店時刻 翌午前0 時 ほか	開店時刻 午前6時 閉店時刻 翌午前0 時 ほか
来客が駐車場を利 用することができる 時間帯	—	午前5時30分から午 前7時30分まで 午後11時から翌午前 0時30分まで
駐車場の自動車の 出入口の数及び位 置	—	数 入口2か所、出 口2か所 位置 届出書添付図

		面記載のとおり
--	--	---------

(4) 変更する年月日
平成26年8月30日ほか

(5) 変更する理由
営業計画の変更のため

2 届出年月日
平成26年8月29日

3 縦覧場所
中区港町1丁目1番地
横浜市経済局成長戦略推進部産業立地調整課

横浜市公告第 676 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文 子

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
都筑区佐江戸町 770 番の 2 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 677 号

農 業 経 営 基 盤 の 強 化 の 促 進 に 関 す る 基 本 的 な 構 想 の 変 更
農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 (昭 和 55 年 法 律 第 65 号) 第 6 条 第 5 項 の
規 定 に よ り 、 平 成 26 年 9 月 9 日 神 奈 川 県 知 事 の 同 意 を 得 て 農 業 経 営
基 盤 の 強 化 の 促 進 に 関 す る 基 本 的 な 構 想 を 変 更 し た の で 、 次 の と お
り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 農 地 保 全 課

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

横 浜 市 公 告 第 678 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
桜ヶ丘二丁目公園	保土ヶ谷区 桜ヶ丘二丁目 398番の 6	別図の とおり	1,282 m ²	ベンチ、 水飲み、 遊具、植 栽	平成26年 9月25日

別 図 (省 略)

横浜市公告第 679 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の様	一時利用停止期間
たんぼぼ公園	旭区若葉台一丁目 5 番の 1	別図のとおり 2,224 m ²	立入禁止	平成 26 年 9 月 25 日から平成 26 年 12 月 26 日まで
東方公園	都筑区東方町 2,444 番の 1	別図のとおり 29,850 m ²	立入禁止	平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 680 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 26 年 7 月 31 日	00634	(新) 株 式 会 社 小 酒 井 工 業	(新) 小 酒 井 潤 一	南 区 六 ツ 川 三 丁 目 40 番 地 の 3
		(旧) 有 限 会 社 小 酒 井 工 業	(旧) 小 酒 井 三 義	

横 浜 市 公 告 第 681 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00574	株 式 会 社 大 八	港 南 区 港 南 台 五 丁 目 23 番 16 号	平 成 26 年 8 月 31 日
00291	有 限 会 社 吉 本 工 業 所	戸 塚 区 品 濃 町 545 番 地	平 成 26 年 8 月 30 日

横浜市公告第 682 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成 25 年 2 月 13 日 第 24 開 1221 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴見区下末吉一丁目 1 番 24 号
和興開発株式会社
代表取締役 千葉 富子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区三保町 1,419 番の 1、1,419 番の 9 の一部、1,419 番の 14、1,419 番の 21、1,420 番の 4 の一部、1,420 番の 7、1,420 番の 8、1,421 番の 1 の一部、1,421 番の 4、1,421 番の 5、1,423 番の 1 の一部、1,425 番の 6、1,425 番の 7、1,425 番の 9 の一部、2,816 番の 359、2,817 番の 500 の一部及び 2,817 番の 502 の一部

横 浜 市 公 告 第 683 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 25 年 4 月 17 日 第 25 開 1101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 樽 町 一 丁 目 15 番 3 号
鈴 木 實
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 樽 町 一 丁 目 55 番 の 4 、 55 番 の 5 、 56 番 の 1 、 56 番 の 30 及
び 58 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 684 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 25 年 10 月 1 日 第 25 開 1708 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 智 臣
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 美 し が 丘 西 一 丁 目 23 番 の 1 、 23 番 の 2 、 23 番 の 17 、 23 番
の 28 か ら 23 番 の 35 ま で 、 23 番 の 36 の 一 部 、 23 番 の 37 か ら 23 番 の 39
ま で 及 び 100 番 の 32 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 685 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 1 月 24 日 第 25 開 1006 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
金 沢 区 柴 町 127 番 地
小 山 新 次 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
金 沢 区 町 屋 町 199 番 の 1 の 一 部 及 び 199 番 の 12

横 浜 市 公 告 第 686 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 3 月 4 日 第 25 開 507 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 東 伏 見 3 丁 目 6 番 19 号
タ ク ト ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 山 本 重 穂
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
南 区 六 ツ 川 三 丁 目 62 番 の 85 及 び 62 番 の 86

横 浜 市 公 告 第 687 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 3 月 27 日 第 25 開 1510 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 6 番 1 号
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社 横 浜 支 社
支 社 長 山 崎 考 平
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 元 大 橋 一 丁 目 1,028 番 の 31 及 び 1,028 番 の 66

横 浜 市 公 告 第 688 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 4 月 17 日 第 26 開 801 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 中 希 望 が 丘 103 番 地 の 5
株 式 会 社 神 奈 川 宅 建
代 表 取 締 役 松 本 榮 次
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 希 望 が 丘 12 番 の 2 の 一 部 、 12 番 の 9 、 12 番 の 10 、 19 番 の
1 の 一 部 、 19 番 の 32 、 19 番 の 34 か ら 19 番 の 36 ま で 、 19 番 の 38 か ら
19 番 の 47 ま で 、 265 番 の 2 の 一 部 及 び 265 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 689 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 5 月 14 日 第 26 開 802 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 本 宿 町 12 番 地
倉 本 茂
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 本 宿 町 71 番 の 38 、 72 番 の 4 、 72 番 の 6 、 72 番 の 34 、 72 番 の
35 、 74 番 の 7 の 一 部 、 74 番 の 20 の 一 部 、 74 番 の 21 の 一 部 、 74 番 の
22 、 96 番 の 44 の 一 部 及 び 138 番 の 61 の 一 部

横浜市公告第 690 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成 26 年 5 月 15 日 第 26 開 805 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
旭区万騎が原 45 番地の 1
株式会社宝興産
代表取締役 佐藤 智 康
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
旭区南本宿町 83 番の 30 の一部、83 番の 32 の一部、83 番の 34、83 番の 35、83 番の 36 の一部、83 番の 37 及び 83 番の 38

横 浜 市 公 告 第 691 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 5 月 29 日 第 26 開 1606 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 中 田 北 一 丁 目 23 番 16 号
長 谷 川 節 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 中 田 北 一 丁 目 2,443 番 の 1 の 一 部 、 2,443 番 の 6 、 2,443
番 の 7 、 2,445 番 の 1 の 一 部 及 び 2,445 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 692 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 6 月 10 日 第 26 開 1607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 中 田 西 三 丁 目 5 番 20 号
鈴 木 俊 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 中 田 西 四 丁 目 154 番 の 1 の 一 部 及 び 154 番 の 4 か ら 154 番
の 6 ま で

横 浜 市 公 告 第 693 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 6 月 18 日 第 26 開 1608 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 町 5,448 番 地
安 西 利 幸
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 町 5,448 番 の 1 の 一 部 、 5,448 番 の 3 、 5,448 番 の 4
及 び 5,449 番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 694 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 7 月 8 日 第 26 開 1705 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 荏 子 田 一 丁 目 6 番 地 の 6
吉 村 祐 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 子 田 一 丁 目 3 番 の 1 及 び 3 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 695 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 26 年 7 月 15 日 第 26 開 1107 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 大 豆 戸 町 552 番 地 の 2
池 谷 文 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 大 豆 戸 町 552 番 の 1 及 び 552 番 の 3

横浜市公告第 696 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第 26 ・ 1 ・ 1 号
- 2 指定年月日
平成 26 年 9 月 16 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
24.99 m
- 5 指定の場所
鶴見区駒岡五丁目 1,842 番の 8
- 6 申請者の氏名
浜住研株式会社
代表取締役 齋 藤 善 信

横 浜 市 公 告 第 697 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 26 ・ 15 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 26 年 9 月 16 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
11.75 m
- 5 指 定 の 場 所
栄 区 長 沼 町 614 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 哲 之

横浜市公告第 698 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・114 号
- 2 廃止年月日
平成 26 年 9 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
171.50 m
- 5 廃止の場所
保土ヶ谷区権太坂一丁目 128 番の 182 地先から 143 番の 25 地先
まで及び 141 番の 16 地先から 167 番の 2 地先まで

横浜市公告第 699 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・109 号
- 2 廃止年月日
平成 26 年 9 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
63.00 m
- 5 廃止の場所
保土ヶ谷区権太坂一丁目 128 番の 200 地先から 194 番の 29 地先まで

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 14 号 (平 成 26 年 9 月 16 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 能 見 台 一 丁 目 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 26 年 9 月 16 日

横 浜 市 金 沢 区 長 林 琢 己

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	宇 佐 美 康 夫 金 沢 区 能 見 台 一 丁 目 17 番 地 の 8	鈴 木 健 金 沢 区 能 見 台 一 丁 目 21 番 地 の 3

緑 区 告 示 第 1 号 (平 成 26 年 9 月 19 日 掲 示 済)

横 浜 市 緑 公 会 堂 の 休 館

横 浜 市 緑 公 会 堂 は、緑 区 総 合 庁 舎 の 耐 震 補 強 工 事 に 伴 い、平 成 26
年 9 月 24 日 から 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で 休 館 す る。

平 成 26 年 9 月 19 日

横 浜 市 緑 区 長 名 取 正 彦

区 公 告

緑区公告第 56 号（平成 26 年 9 月 4 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成 26 年 9 月 4 日

横浜市緑区長 名 取 正 彦

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
横 36 - 19 浜 横浜	平成 26 年 6 月 20 日

金沢区公告第 67 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に限り国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に神奈川県知事に意見書を提出することができる。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市金沢区長 林 琢 己

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
金沢区釜利谷町字清戸、字清戸奥、字三本松及び字中ノ沢並びに釜利谷東五丁目地内
 - (2) 使用の部分
金沢区釜利谷町字清戸、字清戸奥、字三本松及び字中ノ沢地内
- 4 縦覧場所
金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
横浜市金沢区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
平成 26 年 9 月 25 日から平成 26 年 10 月 9 日まで

青葉区公告第 95 号

横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
 基づき、横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の
 者を指定した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市青葉区長 徳 江 雅 彦

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
青葉区市ケ尾町 1,16 9 番地の 22	社会福祉法人横浜 市青葉区社会福祉 協議会 会長 中 西 武 夫	平成 27 年 4 月 1 日 から平成 32 年 3 月 31 日まで

戸塚区公告第 78 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に限り国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に神奈川県知事に意見書を提出することができる。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市戸塚区長 田 雑 由紀乃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
戸塚区汲沢町字吹上ケ、小雀町字堤ケ谷、字殿ケ谷、字殿谷ツ及び字丸山、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿三丁目並びに深谷町字ヲトリハ地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 縦覧場所
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
平成 26 年 9 月 25 日から平成 26 年 10 月 9 日まで

戸塚区公告第 79 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に限り国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に神奈川県知事に意見書を提出することができる。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市戸塚区長 田 雑 由紀乃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋地内から藤沢市城南一丁目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
戸塚区小雀町字大面地内
 - (2) 使用の部分
戸塚区影取町字景取、字影取、字鉄砲宿及び字向川久保、小雀町字大面及び字南原並びに東俣野町字南町地内
- 4 縦覧場所
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
平成 26 年 9 月 25 日から平成 26 年 10 月 9 日まで

栄区公告第 51 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧
 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に限り国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に神奈川県知事に意見書を提出することができる。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市栄区長 尾 仲 富士夫

1 起業者の名称

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

栄区飯島町字内広地、字久保、字外広地、字滝ケ久保及び字樋ノ口、笠間町字扇子田、桂台西二丁目、上郷町字神戸、字庄戸、字中島及び字野七里、上之町、公田町字荒井沢、字茶別当及び字中谷、庄戸三丁目、庄戸四丁目、田谷町字相ノ田、字相ノ田谷、字金子、字亀ノ甲山、字山王下、字島越、字角田、字大海、字堤、字中ノ橋、字雲雀子、字堀ノ内、字峯及び字宮ノ前、長尾台町字亀甲下及び字雲雀子下並びに野七里一丁目地内

(2) 使用の部分

栄区飯島町字内広地、字外広地、字滝ケ久保及び字樋ノ口、犬山町、笠間町字扇子田、笠間四丁目、笠間五丁目、桂台西二丁目、桂台南一丁目、桂台南二丁目、上郷町字神戸、字中島及び字野七里、上之町、公田町字荒井沢、字椎郷、字茶別当、字中谷及び字平台、小菅ケ谷町字大坪、小菅ケ谷二丁目、庄戸三丁目、庄戸四丁目、田谷町字相ノ田、字相ノ田谷、字金子、字亀ノ甲山、字山王下、字島越、字角田、字大海、字中ノ橋、字雲雀子、字峯及び字宮ノ前、長尾台町字亀甲下及び字雲雀子下並びに野七里一丁目地内

4 縦覧場所

栄区桂町 303 番地の 19

横浜市栄区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

平成 26 年 9 月 25 日から平成 26 年 10 月 9 日まで

栄区公告第 52 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に限り国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に神奈川県知事に意見書を提出することができる。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市栄区長 尾 仲 富士夫

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋地内から藤沢市城南一丁目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
栄区田谷町字相ノ田、字株ケ下及び字中ノ橋地内
 - (2) 使用の部分
栄区田谷町字相ノ田、字株ケ下及び字中ノ橋地内
- 4 縦覧場所
栄区桂町 303 番地の 19
横浜市栄区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
平成 26 年 9 月 25 日から平成 26 年 10 月 9 日まで

水道局

水道局告示第 7 号

刊行物等頒布代金の徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり刊行物等の頒布代金の徴収の事務を委託した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 土井 一成

1 委託を受けた者

港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号

公益財団法人横浜市シルバー人材センター

2 頒布する刊行物等の種類

横浜市水道事業概要 平成 26 年度版

3 委託の期間

平成 26 年 9 月 16 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

交通局

横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成26年9月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 二見良之

交通局規程第17号

横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程

横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第63条第1項中「及び貸与する建設機械器具」とあるのは「並びに貸与する建設機械器具及び仮設用工事材料」と、同条第3項中「提出しなければならない。」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、設計図書で別に定めるものを除き、支給材料及び貸与品のうち仮設用工事材料については、受払整理簿を備え、受払の都度必要事項を記入し、その用途を明らかにしなければならない。」と、第64条第3項中「返還しなければならない。」とあるのは「返還しなければならない。この場合において、支給材料及び貸与品のうち仮設用工事材料については、受払計算書を添えなければならない。」と、第70条第2項中「応じなければならない」とあるのは「応ずることができる」と、同条第3項中「物価指数等」とあるのは「内訳書及び物価指数等」と、「第79条第6項中「出来高は、市長及び請負人が協議して定める。ただし、次項の請求を受けた日から10日以内に当該協議が成立しないときは、市長は、出来高を定め、書面をもって、請負人に通知するものとする。」とあるのは「第1項の出来高は、内訳書により定める」と、同条第7項中「14日」とあるのは「40日」と、「及び「第103条の5中「第63条」とあるのは「第63条（第3項後段を除く。））」と、「第64条」とあるのは「第64条（第3項後段を除く。））」と、同条の表第63条第1項の項中「建設機械器具」とあるのは「建設機械器具及び仮設用工事材料」と、「」を削除する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

交通局公告第 4 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号により、次の者を平成 26 年 9 月 5 日懲戒処分に付した。

平成 26 年 9 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 二見良之

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部本牧営業所	運輸職員	岩崎章夫	戒告
自動車本部若葉台営業所	運輸職員	伊藤一美	戒告
自動車本部本牧営業所	運輸職員	徳永博繁	戒告
自動車本部若葉台営業所	運輸職員	上原修	戒告
自動車本部鶴見営業所	嘱託員	矢野正人	減給 1 号
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	池上勝	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	山名浩	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	中島浩一	戒告
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	赤井澤直樹	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	山名浩	減給 1 号
自動車本部港北営業所	運輸職員	高橋由輝彦	減給 1 号
自動車本部港北営業所	運輸職員	佐藤健三	停職 1 月
高速鉄道本部新羽乗務管理所	運輸職員	大長卓也	減給 1 号

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 26 号

公印の改刻及び廃止


次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

平成 26 年 9 月 25 日


横浜市教育委員会

教育長 岡 田 優 子

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立小机小学校 長印	平成 26 年 9 月 25 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立小机小学校 長印	平成 26 年 9 月 25 日	 (方 21 ミリメートル)

人事委員会

横浜市人事委員会公示第 3 号（平成 26 年 9 月 11 日 掲 示 済）

選考職（採用）の指定の一部改正

選考職（採用）の指定（昭和 37 年 1 月 横浜市人事委員会公示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 9 月 11 日

横浜市人事委員会

委員長 岡 部 光 平

表に次のように加える。

教 育 委 員 会 事 務 局	教育委員会事務局行政職員 の業職（埋蔵文化財の調査等 務を担当する職）	職 員 の 任 用 に 関 する 規 則 第 19 条 第 1 項 第 6 号	平 成 26 年 9 月 11 日 指 定
-----------------------	---	--	-----------------------------

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 5 号（平成 26 年 9 月 16 日 掲 示 済）

平成 26 年 度 第 1 回 定 期 監 査 の 結 果 公 表

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 199 条 の 規 定 に 基 づ き 監 査
を 行 っ た の で 、 そ の 結 果 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

平 成 26 年 9 月 16 日

横 浜 市 監 査 委 員	川	内	克	忠
同	山	口	俊	明
同	尾	立	孝	司
同	佐	藤		茂
同	菅	野	義	矩

そ の 他

こ こ 第 3553 号
平 成 26 年 9 月 25 日

福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 各 位

副 市 長

福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に
つ い て の 一 部 改 正 に つ い て (依 命 通 達)

福 祉 保 健 セ ン タ ー 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に つ い て (平 成 14 年 1 月 4 日 市 区 第 129 号 助 役 依 命 通 達) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る。

別 表 こ ど も 家 庭 支 援 課 の 部 中

「

母 子 及 び 寡 婦 福 祉 法 に 関 す る 事 務

」

を

「

母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 に 関 す る 事 務

」

に 改 め る。

係事務分担の一部改正

横浜市係設置規程（昭和 35 年 5 月達第 10 号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

第 4 号 こども福祉保健部 こども家庭課の項中

「

こども 家庭課	こども 家庭係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関すること。 2 母子福祉に関すること（特別乗車券に関することを除く。）。 3 寡婦福祉に関すること。 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること。 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。 6 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関すること（児童相談所の主管に属するものを除く。）。 8 児童相談所との連絡調整に関すること。 9 女性に係る福祉の調整に関すること。 10 女性福祉相談に関すること。 11 部内他の課及び係の主管に属さないこと。
------------	------------	--

」

を
「

こども 家庭課	こども 家庭係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関すること。 2 母子福祉及び父子福祉に関すること（特別乗車券に関することを除く。）。
------------	------------	---

- 3 寡婦福祉に関すること。
- 4 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること。
- 5 母子父子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 6 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関すること（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 8 児童相談所との連絡調整に関すること。
- 9 女性に係る福祉の調整に関すること。
- 10 女性福祉相談に関すること。
- 11 部内他の課及び係の主管に属さないこと。

に改める。

」

区役所係事務分担の一部改正

横浜市 区役所係設置規程（平成 22 年 3 月達第 22 号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

第 1 号の表中福祉保健センターこども家庭支援課の部こども家庭係の分担事務 6 中「母子」の次に「、父子」を加え、分担事務 14 中「母子」の次に「、父子」を加える。

第 3 号の表中福祉保健センターこども家庭支援課の部保育係の分担事務 3 中「母子」の次に「、父子」を加え、分担事務 5 中「母子」の次に「、父子」を加える。

第 4 号の表中福祉保健センターこども家庭支援課の部こども家庭係の分担事務 3 中「母子」の次に「、父子」を加え、分担事務 5 中「母子」の次に「、父子」を加える。

第 5 号の表中福祉保健センターこども家庭支援課の部こども家庭係の分担事務 3 中「母子」の次に「、父子」を加え、分担事務 5 中「母子」の次に「、父子」を加える。

第 8 号の表中福祉保健センターこども家庭支援課の部こども家庭係の分担事務 3 中「母子」の次に「、父子」を加え、分担事務 5 中「母子」の次に「、父子」を加える。

第 14 号の表中福祉保健センターこども家庭支援課の部子育て事務係の分担事務 3 中「母子」の次に「、父子」を加え、分担事務 5 中「母子」の次に「、父子」を加える。

第 16 号の表中福祉保健センターこども家庭支援課の部こども家庭係の分担事務 3 中「母子」の次に「、父子」を加え、分担事務 5 中「母子」の次に「、父子」を加える。

公立大学法人横浜市立大学公告第 1 号

公立大学法人横浜市立大学平成 25 事業年度財務諸表の公
告

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 4 項の規
定により、公立大学法人横浜市立大学平成 25 事業年度財務諸表を別
冊のとおり公告する。

平成 26 年 9 月 25 日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 田 中 克 子